

川口・鳩ヶ谷地域 都市・居住環境整備重点地域
特定地区（川口駅・川口元郷駅周辺地区）整備計画

平成 18 年 3 月

川 口 市

目次

序. 本計画の位置づけ	1
1. 特定地区の整備に関する方針	2
1) 地区概況	2
2) 既定計画及び事業等の整理	4
3) 特定地区整備の基本的な考え方	8
2. 特定地区の土地利用に関する事項	9
1) 土地利用の基本方針	9
2) ゾーン別土地利用方針	9
3. 特定地区における都市基盤施設の整備、面的整備、拠点形成等に関する事項	11
1) 整備に関する基本方針	11
2) 都市基盤施設に関する整備計画	14
3) 面的整備に関する整備計画	15
4) 拠点形成に関する整備計画	16
4. 特定地区の整備主体及び時期に関する事項	18
1) 整備主体の考え方	18
2) 整備時期の考え方	18
5. 特定地区整備の推進体制に関する事項	19
1) 行政と民間の協議・協働体制づくり	19
2) 市民参画とコーディネーター	19
3) 情報発信の推進	19

序. 本計画の位置づけ

「川口・鳩ヶ谷地域都市・居住環境整備重点地域」（以下、川口・鳩ヶ谷地域と言う：面積約1,380ha）は、都市の構造と環境を経済社会の変化に対応し、豊かな都市生活や経済活動を実現できるものへと再構築することを目的とした「都市再生推進事業制度要綱」に基づき、平成16年1月22日に国土交通大臣より「都市・居住環境整備重点地域」に指定され、川口市・鳩ヶ谷市において、都市再生総合整備事業※を活用するため、昨年度、当地域の基本的な方針等を定めた「基本計画」を策定したところである。

また、川口・鳩ヶ谷地域のうち、特に一体的かつ総合的に都市の再構築を進めるべき地区で、安全性、経済活力等の都市の基礎的な機能のさらなる向上が望まれる地区であること、また、都市基盤施設の整備及び面的整備等の実施によって都市機能の改善や拠点形成の促進が期待される地区であることから、「特定地区」として「川口駅・川口元郷駅周辺地区」と「鳩ヶ谷駅周辺地区」を指定した。

本計画は、「特定地区（川口駅・川口元郷駅周辺地区）」（以下、本地区と言う）において一体的かつ総合的に事業を推進するため、具体的な整備の方針を定めるものである。

※都市再生総合整備事業は、先行的な都市基盤施設等の整備を実施するハード事業からコーディネートといったソフト事業までを行うもので、これをもって民間投資を誘発し、都市の再生を実現するものである。

1. 特定地区の整備に関する方針

1) 地区概況

(1) 沿革

本地区は JR 京浜東北線川口駅及び埼玉高速鉄道線川口元郷駅の周辺、川口・鳩ヶ谷地域の南部に位置している。

鋳物産業の発祥の地、並びに日光御成道の宿場町として古くから栄えてきた。その後も川口駅を中心に商業業務機能等の集積が進み、都心からの玄関口としての市街地が形成されてきた。また、埼玉高速鉄道線が開業したことにより、川口元郷駅周辺では、工場がマンションに変わるなど新しい市街地が形成されようとしている。

(2) 土地利用

本地区の大半は準工業地域であるが、川口駅周辺や本一商店街周辺には商業地域が指定されている。

川口駅周辺には樹モールなどの商店街や大規模な商業施設などが立地しており、川口市で最も多くの都市機能が集積している。また、再開発も進んでおり、今後も活気やにぎわいがある川口の顔となる商業業務地の形成が求められている。その縁辺部では工場や住宅などが混在した市街地が広がっている。

川口元郷駅周辺ではマンション等の整備に伴い子どもから高齢者・障害者など誰もが安全で快適に利用できる生活拠点としての都市機能集積が求められている。

(3) 交通

川口駅周辺では交通渋滞が慢性的に発生しており、交通分散や広域的な通過交通を処理できる都市計画道路の早期整備が求められている。また、六間通りを軸とした川口駅と川口元郷駅間の歩行者ネットワークや、樹モール・ふじの市を取り込んだ川口駅やサッポロビール跡地等との歩行者ネットワークの充実が求められている。

(4) 環境

地区内には芝川、地区には隣接して荒川が流れており、身近に触れることのできる「水と緑のネットワーク」の充実が求められている。特に芝川では、親水性豊かなふるさとの川としての水辺環境づくりが進められている。また、荒川沿いの水害対策として、スーパー堤防整備が進められている。

芝川や荒川沿いには住宅、店舗、中小零細な町工場などが、基盤整備が十分進まないまま建ち並んでおり、震災などの災害に対して、土地の利用や特性に応じた防災対策が必要である。

また、JR 線の車窓から川口らしさと快適さを感じられるような景観づくりが求められている。

図 特定地区位置図

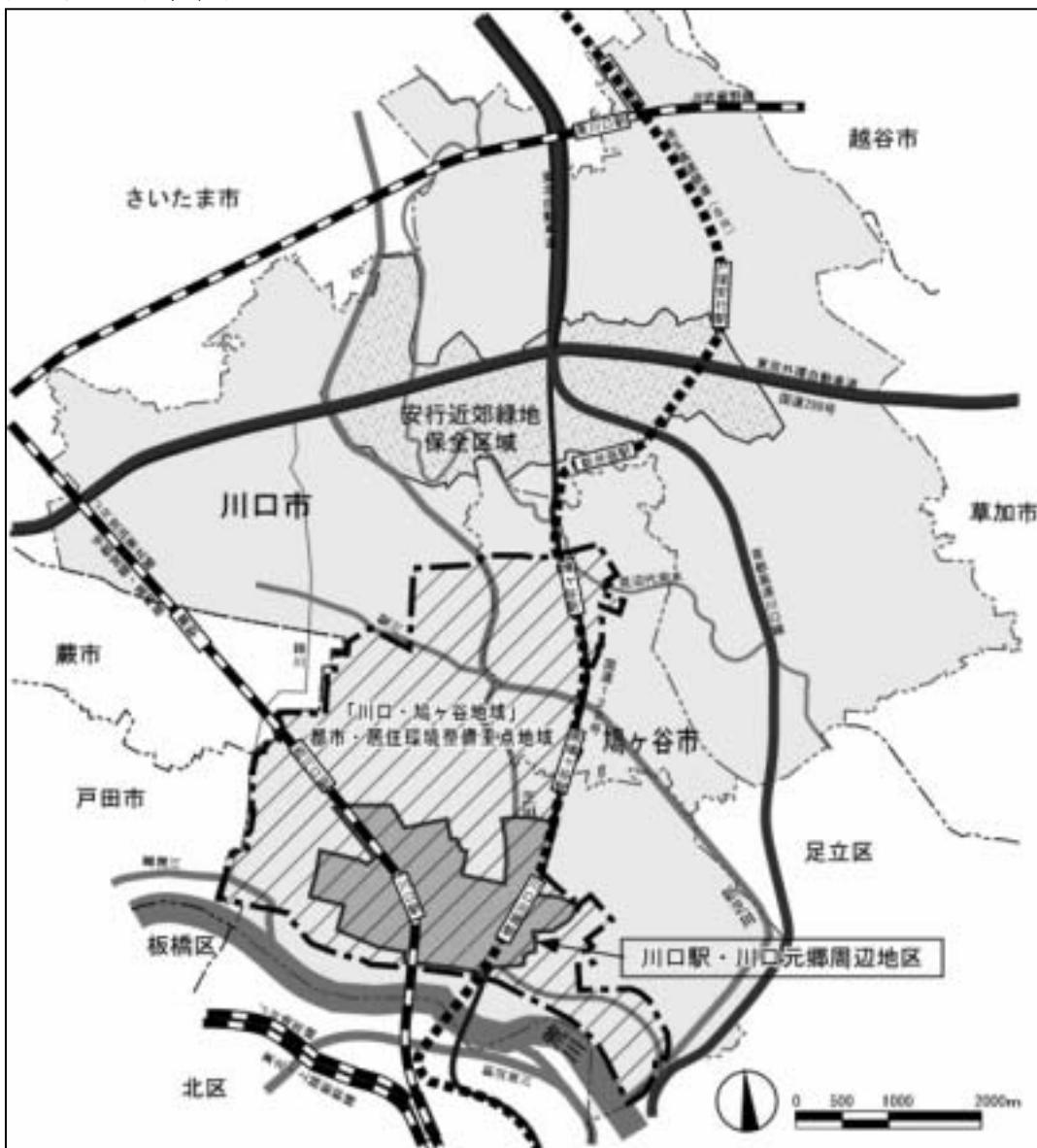
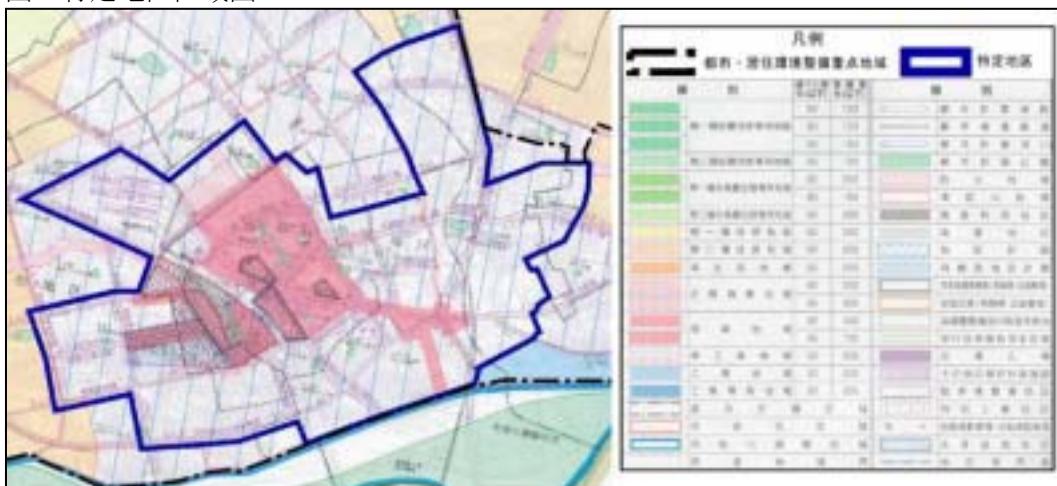


図 特定地区区域図



2) 既定計画及び事業等の整理

(1) 川口市都市計画基本方針

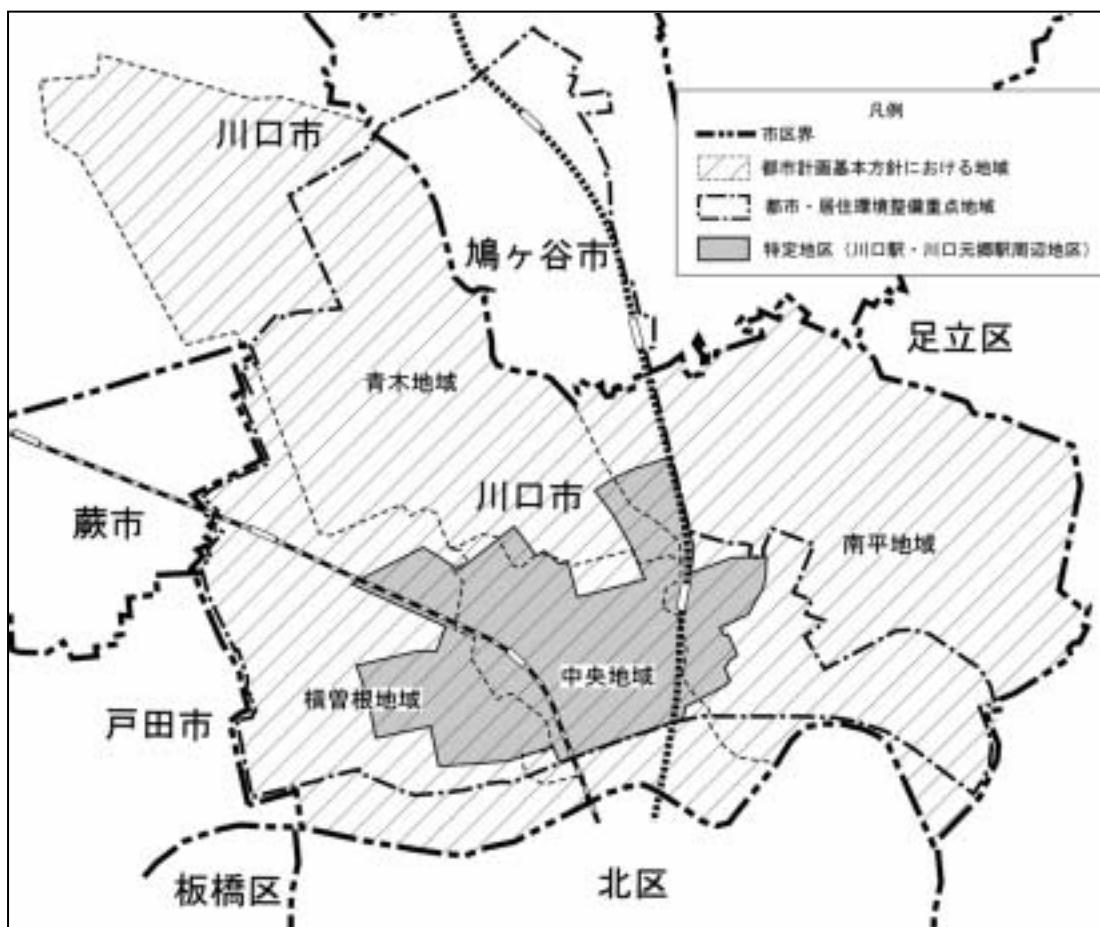
川口市は、都市計画の基本的な方針として定めた「川口市都市計画基本方針」において、将来都市構造を「産業と住宅が共生する機能複合都市」、「多くの特色ある活動拠点をもつ都市」、「水と緑が生き生きしている都市」、「交通の骨組みがしっかりとしている都市」としているとともに、9つの地域別まちづくり方針を作成している。

本特定地区に係る各地域のまちづくり方針を以下に記す。

表 川口市都市計画基本方針の地域別概要

地域名	まちづくり方針
中央地域	川口の都市文化を発信するまち
横曽根地域	拠点の活力と荒川の環境を活かし、職・住・遊が調和するまち
青木地域	個性豊かな住環境を創造するまち
南平地域	潤いのある住工共生の環境を創造するまち

図 川口市都市計画基本方針における地域位置図



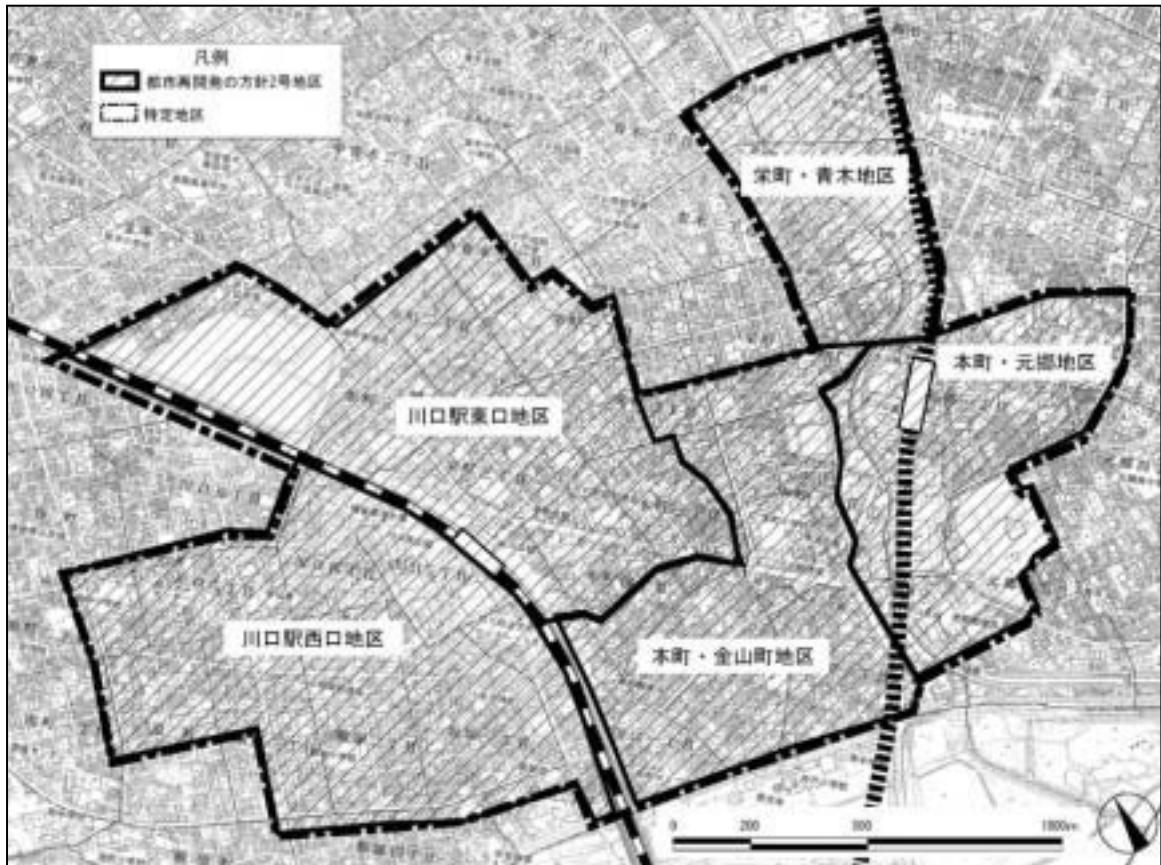
(2) 都市再開発の方針

本地区は全域が都市再開発の方針において、一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区（2号地区）に位置付けられており、そのうち川口駅東口地区、本町・金山町地区、川口駅西口地区、栄町・青木地区、本町・元郷地区の5地区に分けられる。各地域別の土地利用計画を以下に記す。

表 2号地区における都市再開発の方針の概要

地区名	地区の再開発、整備などの主たる目的
川口駅東口地区	<ul style="list-style-type: none"> 川口の表玄関としてふさわしい魅力ある商業業筋機能の拡充を図り、中心地区としての強化を図る。 民間再開発による、魅力ある商業業務施設の確立、都市防災性の確保、周辺地区との調和を高めた都市機能の充実を図る。
本町・金山町地区	<ul style="list-style-type: none"> 川口地場産業（鋳物）の発祥地としてふさわしい住工調和のあるまちづくりを目指す。 川口元郷駅への都市基盤整備を計画的に推進し、中心市街地の一体化を目的とした都市機能の強化促進を図る。
川口駅西口地区	<ul style="list-style-type: none"> 川口の新しい顔としてふさわしい水と緑を生かした魅力ある文化ゾーンの形成と共に、良好な居住環境を有した都市型住宅の整備を図る。 土地の高度利用、防災性の向上を促し、商業業務・住宅系施設の立地を適切に誘導する。
栄町・青木地区	<ul style="list-style-type: none"> 良好な居住環境の整備とともに、川口元郷駅への都市基盤整備を計画的に推進し、芝川の河川改修による水と緑のネットワークの形成を図る。
本町・元郷地区	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある新しい複合都市への再生を目指し、大規模敷地の有効利用を図る。

図 2号地区位置図



(3) 住宅市街地総合整備事業

川口駅周辺や駅西側において、共同化、不燃化、住工混在の解消等を図りながら、良好な環境を備えた高密度住宅市街地として整備するとともに、駅前及び駅前大通りは複合市街地として住宅と商業・業務施設等の共存を図るため、住宅市街地総合整備事業が進められている。

特に並木元町地区（サッポロビール工場跡地）では、共同住宅や商業施設等を整備するとともに、防災性や都市景観に配慮した複合市街地の形成が進められている。

(4) まちづくり交付金を活用した事業

川口駅北の並木・青木地区において、市営住宅の建替、道路や歩行空間の整備を図るとともに、子育て環境に関する意識調査・啓発・情報提供、路上喫煙防止啓発事業を進めることにより、魅力ある市街地環境の整備に取り組んでいる。

(5) 都市再生緊急整備地域

川口駅周辺においては、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に都市再生を推進すべき地域が位置付けられており、敷地共同化や土地利用転換や交通機能の強化により多様な都市機能を持った複合市街地の形成を目標に、道路拡幅整備や駅アクセス機能強化、活動交流拠点整備、公園、区画道路、歩行者空間の整備を進めている。

(6) 都市防災不燃化促進事業

避難地である川口西口公園周辺や避難路沿道を不燃化促進区域と定め、耐火建築物への建替えを促進し、避難地・避難路の安全性を確保するとともに、街全体の防災性の向上を図っている。

(7) 中心市街地活性化基本計画

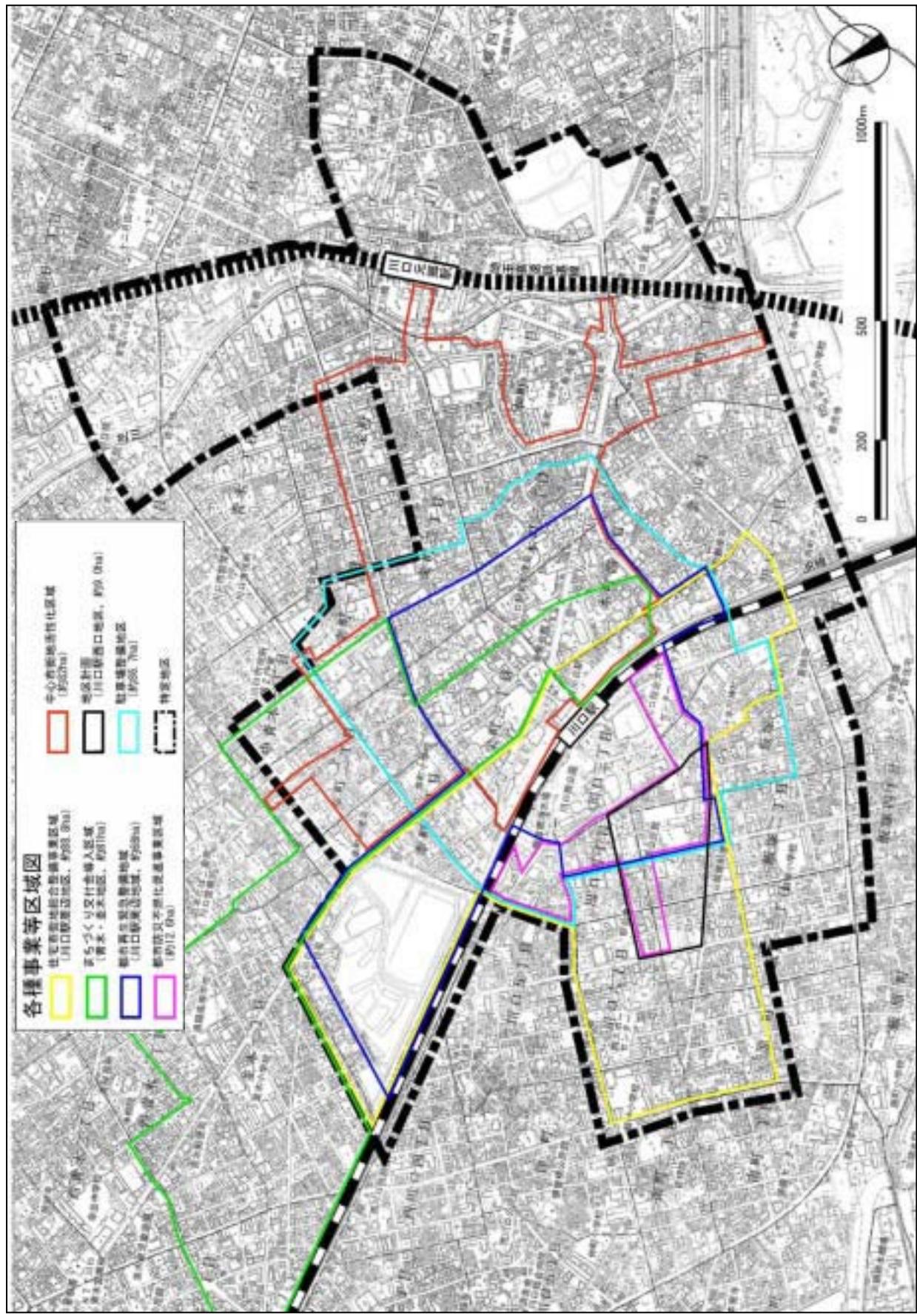
川口駅東口周辺では、商業地の空洞化を防ぐため、中心市街地活性化基本計画を策定し、都市基盤整備と商業活性化を一体的に取り組むとともに、駐車場整備地区を定め、道路交通の円滑化、公衆の利便、都市機能の維持・更新を図っている。

(8) その他

地域のシンボル的な河川である芝川では、ふるさとの川整備事業により周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を行い、水害に対する安全性向上や良好な水辺空間の形成を図っている。

その他、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業、地区計画、総合設計制度を活用した土地の高度利用や市街地環境の整備・改善が行われている。

図 各事業区域図



3) 特定地区整備の基本的な考え方

地区概況、既定計画及び事業等を踏まえ、本地区の整備の基本的な考え方を次のとおり整理する。

(1) 2つの拠点が連携した重点地域の中心地区

川口駅周辺と川口元郷駅周辺における土地の高度・有効利用を推進し、多様な都市機能を強化するとともに、六間通りをはじめとする両駅を繋ぐ道路沿道において土地利用の誘導や沿道まちづくりの促進等により両駅周辺の機能連携を図ることにより、川口・鳩ヶ谷地域の中心地区の形成を目指す。

(2) 良好な居住環境を有する複合市街地

駅周辺では、整備が遅れている都市計画道路等の整備や歩行者空間の整備を地域特性と景観に配慮した沿道景観の形成を図りながら推進し、駅や商業地に近接した便利で快適な複合住宅地を目指す。その後背地では、既存工場の維持・保全に配慮しながら、住工が調和した市街地の形成を目指す。

また、芝川及びJR京浜東北線の沿線の緑化等を推進したり、川口神社や本一通り等の歴史的資源を活かした街並み形成を進めるなど、景観に配慮した個性あるまちづくりを実現する。

(3) 災害に強い市街地

防災上の課題のある地区では、整備が遅れている避難道路の整備を推進することにより広域的な防災性を高めるとともに、老朽住宅の更新や共同化などを促進し、災害に強い市街地形成を目指す。

2. 特定地区の土地利用に関する事項

1) 土地利用の基本方針

本地区の一体的かつ総合的整備にあたっては、川口駅を核とする「川口拠点ゾーン」及び川口元郷駅を核とする「川口元郷拠点ゾーン」を中心に、その連携性を高めるため両ゾーンの間を「拠点連携ゾーン」とし、周辺を商業・業務機能や居住機能を補完する「都市型住宅ゾーン（拠点周辺型）」として土地利用を誘導する。また、大規模な民間開発が行われている並木元町地区周辺は「住商調和ゾーン」として新たな商業活動・市民活動の場づくりを図り、密集市街地では「住工共生ゾーン」としてその防災上の改善を図り、川口元郷駅北では芝川を活かした「都市型住宅ゾーン（環境共生型）」として良質な住宅供給の促進を図るなど、それぞれの特性に応じた土地利用を誘導する。

2) ゾーン別土地利用方針

(1) 川口拠点ゾーン

再開発等による商業業務施設、都市型住宅等の整備の促進や、公園・道路の整備による文化的な都市空間の充実を推進し、活気やにぎわいのある拠点ゾーンの形成を図る。駅東口では川口市の表玄関としてふさわしい歩行者優先の魅力ある商業業務機能の拡充を図る。

(2) 川口元郷拠点ゾーン

土地の高度利用を促進し、商業・業務・住宅などの集積と適正な配置を誘導し、川口拠点ゾーンを支援・補完する身近で利便性の高い歩行者優先の魅力的な生活拠点ゾーンの形成を図る。

(3) 拠点連携ゾーン

川口駅周辺と川口元郷駅周辺の両拠点ゾーンの機能連携を強化するため、民間開発等を誘導し、商業・業務・住宅などの機能が連なる市街地形成を図る。特に、四間道路や六間通りをはじめ歩行者空間の充実、沿道における商業・サービス機能の充実を図る。

(4) 住商調和ゾーン

サッポロビール工場跡地では街区再編が進められ、商業業務施設・都市型住宅・文化施設の整備により多様な機能が集積した新しい活動拠点の形成が図られていることから、樹モールやふじの市など川口拠点ゾーンからつながる魅力ある商業空間の充実を図るとともに、土地の高度利用を促進し商業機能と居住機能が調和した身近で利便性の高い良好な居住環境を有する市街地形成を図る。

(5) 都市型住宅ゾーン（環境共生型）

土地の高度利用を促進するとともに、芝川の親水性や景観を活かした良質な都市型住宅を主体とする居住環境の整備を図る。

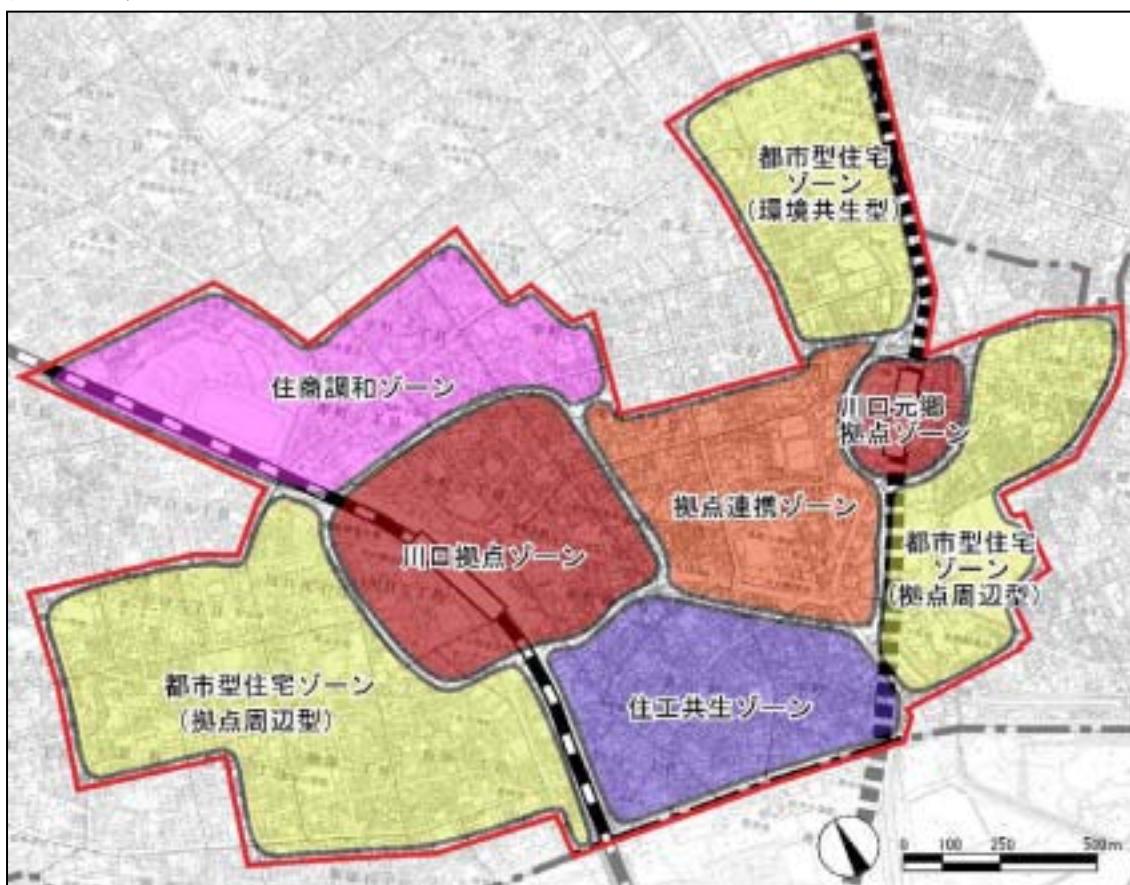
(6) 都市型住宅ゾーン（拠点周辺型）

土地の高度利用、防災性の向上を促進し、商業業務・都市型住宅の立地を適切に誘導するとともに、既存工場の維持・保全に配慮した市街地の形成を図る。特に、大規模敷地等における土地の高度利用を促進し、良質な都市型住宅を主体としつつ、商業・業務系を含んだ利便性の高い市街地の形成を図る。

(7) 住工共生ゾーン

地場産業の発祥の地としてふさわしい、住みやすく働きやすい市街地の形成を図るとともに、市街地の防災性を向上するため、工場の集約化や不燃化、敷地の共同化、緑地の配置等による住工共存を図る。また、本一商店街の歴史的資源を活かし、景観に配慮した保全修復を図る。

図 土地利用ゾーニング



3. 特定地区における都市基盤施設の整備、面的整備、拠点形成等に関する事項

1) 整備に関する基本方針

(1) 交通インフラの整備

慢性的に発生する交通渋滞を解消するため、川口駅周辺での交通分散を図るリング道路（環状八間通り線、環状中央通り線、環状本町飯塚線、環状栄町飯塚町線）の未整備区間や、駅へのアクセス性を強化するための道路（駅前六間通り線、駅前大通り線、川口元郷駅東通り線）の整備を推進する。

川口駅周辺は、商業、業務施設が集中していることから、樹モール・ふじの市を軸とした歩道や歩行者優先道路などの充実により、安全・快適に歩くことができる魅力ある歩行空間ネットワークを形成する。また、川口元郷駅周辺でも、駅へ向かう道路については、安全・快適に歩くことができる魅力ある歩行空間の整備を推進する。

川口駅と川口元郷駅の連携を推進するため、両駅を直接結ぶ道路（六間通りや四間道路）については歩行者空間の充実を主眼とした環境整備を進めるとともに、民間事業者や地域住民等による沿道まちづくりを促進する。

図 交通インフラ



(2) 環境インフラの整備

芝川や JR 沿線は地区の景観や環境を印象づける大きな要因となっていることから、芝川の水質の改善・維持、JR 沿線の緑化等により良好な景観や環境の創出を図る。

また、歩道に十分なゆとりのある道路では積極的に街路樹の植栽を推進するとともに、舗装整備やストリートファニチャーなどの設置により景観に優れた水と緑のネットワークを形成する。

図 環境インフラ



(3) 防災インフラの整備

整備の遅れている避難道路（仲町荒川堤防線、善光寺荒川線、本町青木線）の整備を行うとともに、沿道の不燃化や緑化を誘導し、延焼遮断帯機能の強化を図る。

防災上の危険が特に高いエリアでは、狭い道路の拡幅整備、老朽建築物の更新や不燃化等を促進するなど地域住民による防災まちづくりを促進する。

図 防災インフラ



(4) その他の整備

鉄道駅周辺の整備を行うことにより、川口駅及び川口元郷駅の拠点性の強化を図る。川口駅周辺では、駅に集まる人々の利便性・安全性を確保するため、路上駐輪対策を進めるとともに、川口市の玄関口として魅力の向上を図るために、商業地としてよりよい景観形成を図る施策などの検討を進める。また、川口元郷駅周辺では子どもから高齢者・障害者など誰もが安全で快適に利用できる生活支援施設等の整備を進める。

2) 都市基盤施設に関する整備計画

(1) 都市計画道路

①リング道路

リング道路は、交通渋滞を解消し、都市機能のネットワークを構成する重要な路線となることが期待されていることから、未整備区間である環状八間通り線、環状本町飯塚線の拡幅整備を行うとともに、適度な植栽等による高質空間化※を行う。

②駅前大通り線・川口元郷駅東通り線

駅前大通り線及び川口元郷駅東通り線はそれぞれ川口駅、川口元郷駅へのアクセス道路として、車両及び歩行者が快適に通行できることが求められていることから、拡幅整備を行うとともに、賑わい形成を図り歩道には景観に配慮した舗装やストリートファニチャー等を設置して高質空間化を行う。

特に、川口元郷駅東通り線については新設区間があることから、周辺のまちづくりのコーディネート※も併せて行う。

③六間通り

六間通り（元郷駅六間通り線、駅前六間通り線）は、川口駅周辺と川口元郷駅周辺を結ぶ主要な動線で、両駅間の連続的な賑わいづくりが求められており、早期拡幅整備を進めるとともに、歩行者空間の高質化を行う。また、人々が憩いふれあえる交流の場づくりを進める。

沿道の建物については、地元まちづくり組織等と連携し、賑わいを形成する商業・業務施設を誘導し、高度利用等の土地の有効利用を促進するためのコーディネートを行う。

④本町元郷線

本町元郷線は、広域的な交通網である国道122号と、川口駅や川口元郷駅及び川口市南部の市街地を結ぶ主要な動線であり、車両及び歩行者が快適に通行できることが求められていることから、拡幅整備を行うとともに、高質空間化を行う。

⑤善光寺荒川線・仲町荒川堤防線

善光寺荒川線及び仲町荒川堤防線は地域防災計画によって荒川への避難道路に位置付けられていることから、避難・救援活動を円滑に行えるよう拡幅整備を行うとともに、沿道緑化や沿道建物の不燃化誘導等を進め延焼遮断帯機能の強化を図る。

*高質空間化とは、道路や公園等に植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント、電線類の地中化等を整備し、魅力的な空間整備を図ることを言う。

*コーディネートとは、都市整備に係る事業の円滑な実施を図るため、調査、整備計画の策定及び事業の実施に係る企画、立案、情報の提供、調整等を行うことを言う。

(2) 歩行者空間

①川口駅周辺

リング道路内においては、歩行者優先の道路づくりに向け、沿道の商業施設等の協力のもと、歩道の整備、高質空間化を図るとともに、リング道路沿道では駐車場整備、リング道路内では駐輪場の整備を促進する。

川口駅東口北側においては、川口駅周辺の商業施設等や樹モール・ふじの市、並木元町地区などの魅力ある商業空間があるが、さらなる集客力や利便性の向上を目指して東口北側市有地の有効活用を検討するとともに、回遊性を創出するために魅力的な歩行者空間の整備を進める。また、沿道の賑わいづくり等に向けた地元まちづくり活動をコーディネートする。

②四間道路

拠点連携ゾーンの主要な歩行者動線であるコミュニティ道路（四間道路）であるが、樹モールや芝川との連続性が図られていない。そのため、歩行者重視の快適な動線として連続させるため、未整備区間においても整備済み区間と同様の道路整備を図り、歩行者空間の充実、高質空間化を行う。

③本一通り

日光御成道や川口神社等は本地区の歴史的資源として重要であり、その維持保全が求められている。そのため、地域住民主体による当該資源を活かした景観・街並みづくりなどを進めるためのコーディネートを行う。

3) 面的整備に関する整備計画

(1) 防災まちづくり（本町金山町周辺）

住工共生ゾーンの本町金山町周辺は、狭あい道路が多く、住宅や工場が密集・混在しており、防災上危険な地区である。そのため、ゆとりある道路空間の確保や建物の不燃化、共同化などのコーディネートを行うことにより、地域住民主体による防災まちづくりを促進する。

(2) 鉄道沿線（JR 京浜東北線沿線）

JR 京浜東北線の車窓からの景観は本地区を印象づける大きな要素である。そのため、JR 京浜東北線沿いの敷地では生垣等の緑化促進を行い、環境インフラとして良好な景観形成を図る。

(3) 河川沿川（芝川沿川）

本地区的代表的環境インフラである芝川は、ふるさとの川整備事業により多自然型の河川改修が進められていることから、その親水性や景観を活かした市街地の形成を図る。

(4) 大規模跡地等（民間開発）

サッポロビール埼玉工場跡地をはじめ、本地区では多数の住宅、商業、業務等の都市施設が民間開発によって供給されており、今後も大規模跡地や低未利用地における再開発や土地利用転換等が予想される。これらの民間開発については、都市機能の強化、周辺環境との調和に向け、適切な誘導やコーディネートの支援を行う。

4) 拠点形成に関する整備計画

(1) 鉄道駅周辺

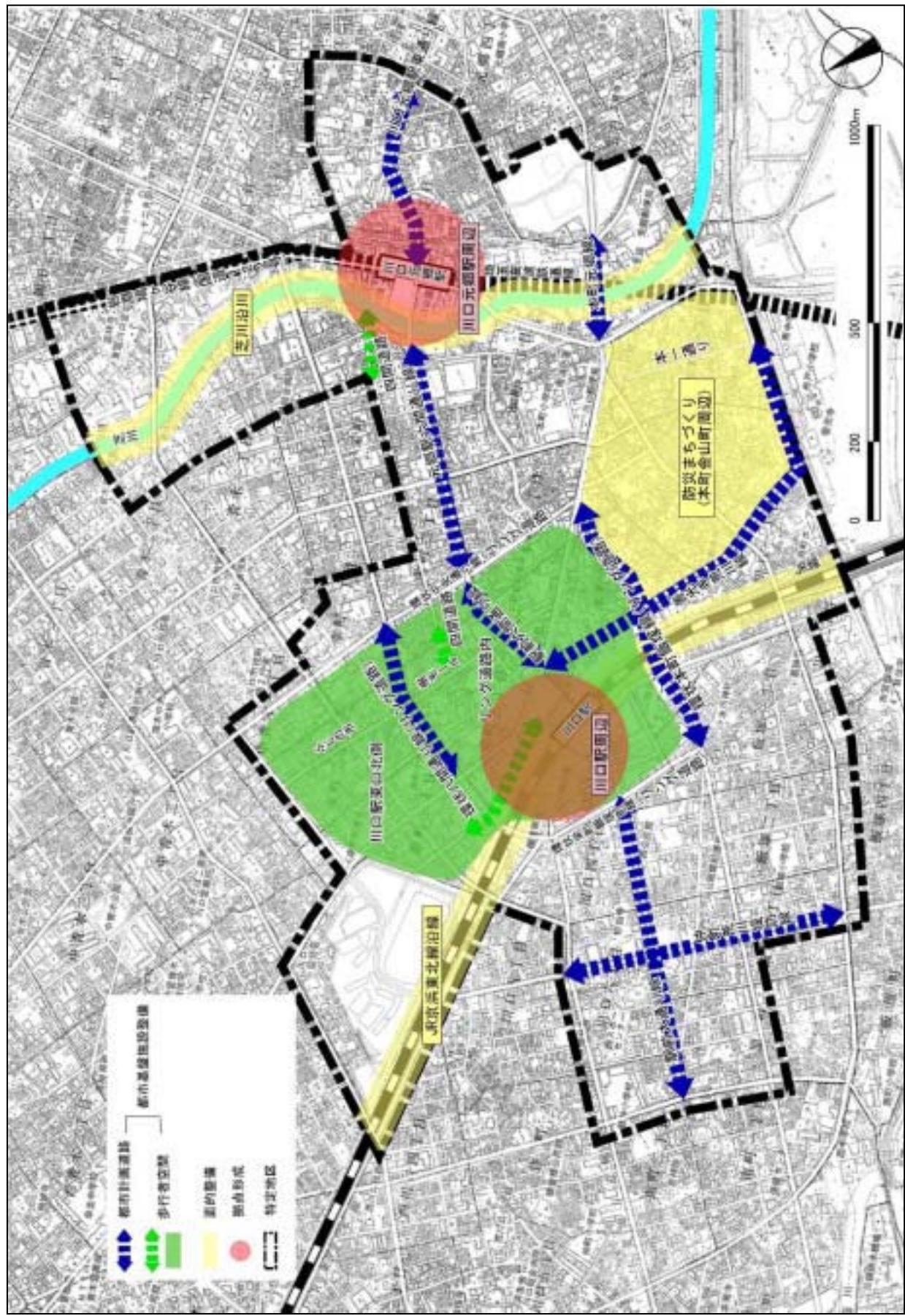
①川口駅周辺

川口駅周辺では、駐輪場等の設置により、利用者の利便性と安全性を高めるとともに、川口市の玄関口としての魅力の向上を図るため、駅舎の改修等に関するコーディネートを行う。

②川口元郷駅周辺

川口元郷駅周辺では、商業施設や高層マンションの建設が相次いでおり、地元住民同士や来街者とのコミュニティの形成などを促進する地域交流施設が不足している状況にある。そのため、広場等の交流できる場づくりや子育て支援などの生活支援機能を強化し、地域コミュニティ活動を促進するコーディネートを行う。

図 事業位置図



4. 特定地区の整備主体及び時期に関する事項

1) 整備主体の考え方

都市基盤施設等の整備は市が行うが、六間通り沿道や本町金山町周辺の密集市街地などにおいては、都市基盤施設等の整備と併せて周辺のまちづくりが必要であるため官民一体となった良好なまちづくりを進める。

大規模跡地などの民有地での整備が中心となる事業については、民間主体で整備を行うこととなるが周辺と調和した魅力的な整備となるよう市が誘導・支援する。

2) 整備時期の考え方

交通渋滞の解消、歩行者ネットワークの形成、適正な民間開発の誘導、防災上の緊急性など整備効果が期待できる事業を優先的に実施する。なお、社会情勢や効率性を勘案して実施時期を適宜見直すこととする。

表 実施事業の整備主体及び時期

分類	整備項目			事業主体	実施時期
都市基盤施設	都市計画道路	リング道路	環状八間通り線	市	前
			環状本町飯塚線	市	前
		駅前大通り線		市	前
		川口元郷駅東通り線		市・民間	後
		本町元郷線		市	前
		善光寺荒川線		市	前
		仲町荒川堤防線		市	前
		六間通り	元郷駅六間通り線	市・民間	前
			駅前六間通り線	市・民間	前
	歩行者道路	川口駅周辺	リング道路内	市・民間	後
			川口駅並木元町地区間	市・民間	後
		四間道路		市	前
		本一通り		市	後
面的整備	防災まちづくり	本町金山町周辺		市・民間	後
	鉄道沿線	JR 京浜東北線沿線		民間	後
	河川沿川	芝川沿川		市・民間	後
	大規模跡地等	民間開発		民間	前・後
拠点形成	鉄道駅周辺	川口駅周辺		市・民間	後
		川口元郷駅周辺		市・民間	後

※実施時期：前=5年以内に事業実施、後=10年以内に事業実施

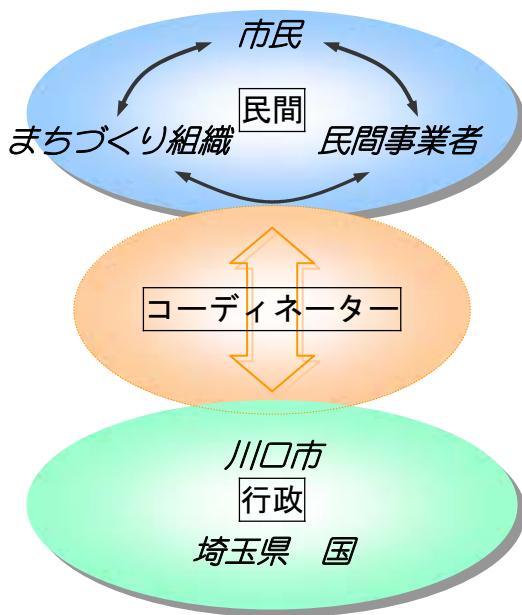
5. 特定地区整備の推進体制に関する事項

1) 行政と民間の協議・協働体制づくり

既に市街地再開発事業や並木元町地区などにおいて行政と民間事業者の協働によるプロジェクトが進められている。今後は行政と民間事業者に加え、市民やNPO等のまちづくり組織との積極的な連携を図り、都市基盤等整備に関する意見交換や計画づくりなどを進める協議・協働体制づくりを行う。

2) 市民参画とコーディネーター

六間通り沿道や本町金山町周辺などのまちづくりにおいては、ワークショップや懇談会、パブリックコメントなどの活用により、可能な限り市民参画によるまちづくりで整備を進めることが望ましい。そのため、行政と市民もしくは市民間のコンセンサス形成などについては、独立行政法人都市再生機構や専門家などをコーディネーターとして積極的に登用し、十分に市民の意見を反映した形での事業進捗を図る。



3) 情報発信の推進

特定地区整備を円滑に進めるためには、民間事業者や市民、NPO等のまちづくり組織の協力が不可欠である。一方、本地区ではこれまで多くの事業が行われていることから、それらの事業と混同するおそれもある。そのため、積極的な情報発信を行い、理解や協力、参加に対する意識を啓発する。